

指定居宅介護支援重要事項説明書

高知市在宅介護支援センター あさくら

〒780-8082 高知市若草南町22番25号

電話 088-844-0808

FAX 088-844-0873



1. 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	高知市在宅介護支援センター あさくら
所在地	高知市若草南町22番25号 電話088-844-0808
管理者	西尾 知久
事業者指定番号	高知県第3970103473号
サービス提供区域	高知市、土佐市、いの町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

職種	常勤		計	
	専従	兼務		
管理者		1名	1名	介護支援専門員兼務
介護支援専門員	3名	1名	4名	管理者等兼務
合計	3名	1名	4名	

3. 営業時間

月曜～金曜 (祝祭日を除く)	午前8時30分～午後5時30分(24時間対応可能)
-------------------	---------------------------

※ 土・日・祝祭日・年末年始(12月30日～1月3日)は休業しますが、営業日も含め、緊急時や利用者の相談等、必要に応じて対応する体制を24時間確保しています。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定または経過的要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はございません。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合につき、要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書及び領収書を後日所轄の市町村窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

①基本利用料

区 分	金 額
要介護度 1 又は要介護度 2	10,860円
要介護度 3、要介護度 4 又は要介護度 5	14,110円

②加算料金

区 分	金 額	備 考	
初 回 加 算	3,000円	新規に居宅サービス計画を策定した場合、又は要介護度区分が2段階以上変更となった場合に加算します。	
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円	主任介護支援専門員を配置し、常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置した場合に加算します。	
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2,500円	病院又は診療所へ入院した日のうちに、当該医療機関の職員に対し、利用者の必要な情報を提供した場合に加算します。	
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,000円	病院又は診療所へ入院し3日以内に、当該医療機関の職員に対して利用者の必要な情報を提供した場合に加算します。	
退院・退所 加算 (入院期間 中につき 1回)	(Ⅰ)イ	4,500円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設(以下「病院等」という。)の職員から利用者の必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合に加算します。
	(Ⅰ)ロ	6,000円	病院等の職員から利用者の必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている場合に加算します。
	(Ⅱ)イ	6,000円	病院等の職員から利用者の必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている場合に加算します。
	(Ⅱ)ロ	7,500円	病院等の職員から利用者の必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合に加算します。
	(Ⅲ)	9,000円	病院等の職員から利用者の必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合に加算します。
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に加算します。	

緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、医師又は看護師等と共に訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サービスや地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に加算します。
ターミナルケア マネジメント加算	4,000円	在宅で逝去された利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、逝去日及び逝去日前14日以内に2日以上、利用者又は家族の同意を得て、利用者宅を訪問し、心身の状況等を記録後、主治医師及び居宅サービス事業所に情報を提供した場合に加算します。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される居宅サービスが、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることなく、事業の実施に当たっては関係市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等と連携を図り公正中立に行います。また、介護支援専門員の質の向上に向けて積極的に研修等に参加しています。

(2) 当事業所の居宅介護支援の特徴等

より質の高い居宅サービス計画を策定するために要介護者等の生活像を捉え、また、そのニーズを踏まえ介護の援助目標を設定し、さらにその目標達成のための介護内容を導き出す。これらの一連の流れを容易にしていく方法として、当事業所では「居宅サービス計画ガイドライン」を使用しています。

(3) 居宅サービス計画の作成手順等

○居宅サービス計画作成までの手順は以下のとおりです。

- ・ご自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
- ・あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・居宅サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切を説明し、了解を得ます。
- ・入退院時等は、居宅サービス計画の変更等が見込まれますので、医療機関へ担当介護支援専門員をお伝えください。

○その他提供するサービス

- ・要介護認定の申請、変更の代行
- ・給付管理表の作成・提出等

(4) 居宅介護支援業務の実施方法等

①居宅介護支援業務の実施

- 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

②居宅サービス計画の作成について

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際して、次の点に配慮します。

ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはご家族に提供するとともに、利用者の意思に基づいたサービス選択ができるよう、居宅サービス計画に位置付ける事業所について、複数事業所の紹介、また、居宅サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることができます。

ウ 介護支援専門員は、運営方針に基づき、居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

エ 居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に当該事業所で作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合、また訪問介護等ごとの回数のうち同一のサービス事業者により提供されたケアプラン数が占める割合等を利用者に説明し、同意を確認します。

オ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。

- 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

③サービス実施状況の把握、評価について

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画

の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

④居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

⑤給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

⑥要介護認定等の協力について

- 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

⑦居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

6. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 お客様相談窓口	電話番号 088-844-0808 F A X 番号 088-844-0873 相談員（責任者） 西尾 知久 対応時間 月曜から金曜 午前8時30分より午後5時30分まで （緊急等の場合、休日を含め24時間対応可）
-----------------	--

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知市相談窓口	所在地 高知市本町5丁目1-45 担当課 介護保険課 電話番号 088-823-9972 F A X 番号 088-824-8390 対応時間 月曜から金曜 午前8時30分より午後5時15分まで
土佐市相談窓口	所在地 土佐市高岡町甲1792-1 担当課 長寿政策課 電話番号 088-850-1124 F A X 番号 088-850-2433 対応時間 月曜から金曜 午前8時30分より午後5時00分まで
いの町相談窓口	所在地 吾川郡いの町1400番地 すこやかセンター内 担当課 ほけん福祉課 電話番号 088-893-3811 F A X 番号 088-893-1101 対応時間 月曜から金曜 午前8時30分より午後5時15分まで

※ その他の地域の方は、お住まいの市町村介護保険相談窓口をお願いします。

高知県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地 高知市丸の内2-6-5 電話番号 088-820-8410・8411 F A X 番号 088-820-8413 対応時間 月曜から金曜 午前9時より午後4時まで
-----------------------------	---

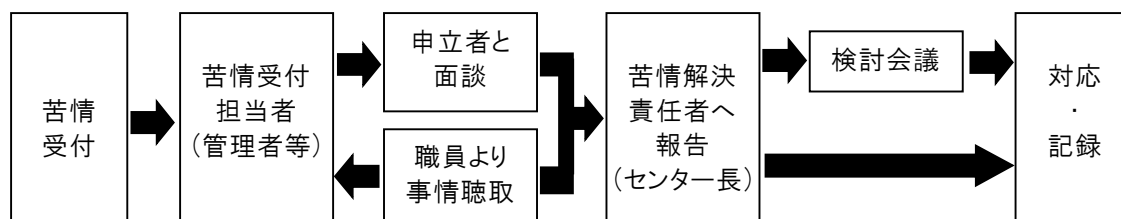
(3) 処理体制及び手順

- ① 苦情があった場合は、迅速に苦情受付担当者（主任または管理者）が申し立て者と連絡を取り、面談等により詳しい事情を聞くとともに、職員からも詳しい事情を聴取します。
- ② 苦情受付担当者は、苦情等の内容について必ず苦情解決責任者（センター長）にそ

の状況を報告します。必要があると判断した場合は、管理者及び関係職員を含めて検討会議を行います。

- ③ 検討の結果を受け、必ず翌日までに利用者に対し、事情の説明または謝罪に行く等具体的な対応を行います。
- ④ 記録を台帳等に保管し、再発防止に役立てます。

<苦情処理手順>



7. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により利用者に対する事故が発生した場合、事業者はただちに利用者のご家族、関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償の手続きを行います。
- (3) サービスの提供による利用者の事故が発生した場合には、関係者はその原因を解明し、再発防止に努めるため職員会議などにより事故防止を徹底します。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 西尾 知久
-------------	-----------

- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果については従業員に周知徹底します。
- (3) 虐待の防止のための指針を定め運用します。
- (4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備します。
- (7) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体

に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性 …… 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…… 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性 …… 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. ハラスメントの防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

ハラスメント行為等により、信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除等の措置を講じます。

11. 非常災害対策について

- (1) 事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定し、従業者に周知徹底します。
- (2) 非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (3) 災害の発生時には計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長い坂の会
代表者氏名	理事長 田辺 裕久
所在地・電話	高知市針木北1丁目14-30 電話 (088) 856-6607 FAX (088) 856-6608
業務の概要	特別養護老人ホーム やすらぎの家 拠点
	特別養護老人ホーム やすらぎの家
	特別養護老人ホーム やすらぎの家 (老人短期入所事業)
	認知症高齢者グループホームほのぼのの家
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘 拠点
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘 (老人短期入所事業)
	デイサービスセンター はるかぜ
	デイサービスセンター そよかぜ (認知症対応型)
	うららかキッズガーデン
	高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業 (横浜)
	在宅介護センターわかくさ 拠点
	デイサービスセンター くつろぎの家
	デイサービスセンター わかくさの家 (認知症対応型)
	小規模多機能型居宅介護 わかくさ
	くつろぎの家訪問入浴サービス
	高知市在宅介護支援センター あさくら
	高知市朝倉地域包括支援センター
	高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業 (若草)
	うららか保育園 拠点
	うららか保育園
	春野西小放課後児童クラブ
	春野東小放課後児童クラブ
	南ヶ丘放課後児童クラブ
平成福祉専門学校 拠点	
介護福祉士養成施設 平成福祉専門学校	

[説明確認欄]

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 高知市若草南町22番25号
居宅介護支援事業所
高知市在宅介護支援センターあさくら

説明者 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印
(代筆による署名の場合)
氏名 続柄
理由

(代理人) 住所
氏名 印